

概要 (令和3年1月31日現在)

本店所在地 新潟県長岡市大野249番地 組合員数 9,908人(正組合員5,919人、准組合員3,989人)
 設立 平成13年2月1日 職員数 247人(うち臨時職員37人)
 総資産 97,465百万円
 出資金 2,544百万円

経営理念



● 環境にやさしい未来農業を目指して

環境保全型農業の振興を通じて、安心・安全な農産物の生産と緑豊かな地球環境を守り・人と自然の調和を図り、自然やゆとりのある地域社会の創造をめざします。

● 地域とともに、地域社会との共生

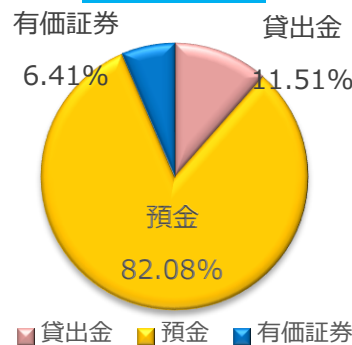
協同と相互扶助の精神に基づき、地域協同組合として組合員はもとより地域住民の多様なニーズに対応することにより地域とともに発展する、地域に開かれたJAとしての事業・運営方式に取り組みます

▶▶ 1. 主要勘定の残高状況

(単位：百万円)

	平成31年1月末	令和2年1月末	令和3年1月末
貯金	83,262	84,481	87,940
貸出金	11,172	10,190	10,142
預金	64,345	67,582	72,335
有価証券	7,431	6,710	5,646

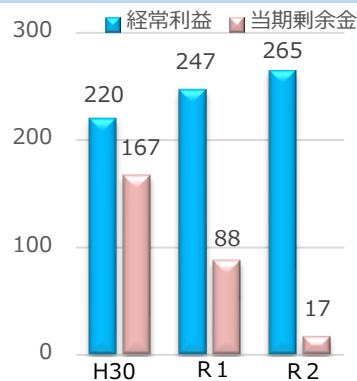
資金運用構成



▶▶ 2. 収益の状況

(単位：百万円)

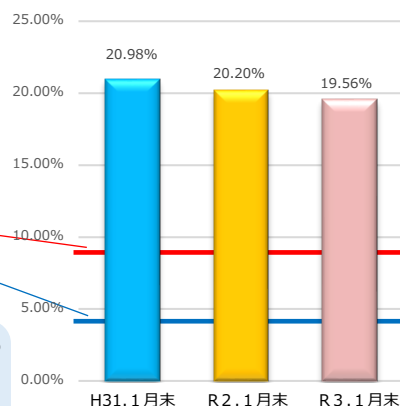
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業総利益	2,042	2,016	1,993
信用事業総利益	536	543	542
経常利益	220	247	265
当期剰余金	167	88	17



▶▶ 3. 自己資本比率の推移

(単位：百万円)

	平成31年1月末	令和2年1月末	令和3年1月末
自己資本の額 (A)	7,123	7,147	7,113
リスク・アセット (B)	33,940	35,382	36,358
自己資本比率 (A)÷(B)×100	20.98%	20.20%	19.56%



自己資本比率とは、リスク・アセットに対して資本金などの自己資本がどれくらいあるかを示す指標です。当JAの自己資本比率は19.56%と、国内基準4%および国際統一基準8%を大きく上回っており、引き続き高い健全性を維持しています。

自己資本比率の算出方法

出資金や利益剰余金等の自己資本の総額を「分子」に、損失が発生する可能性のある資産の総額(リスク・アセット)を「分母」として計算しています。
 ※リスク・アセットとは、資産を危険度に応じたリスク・ウエイト(掛目)により資産を再計算した額の総額です。(例：現金、国債等はリスク・ウエイト0%、農業信用基金協会保証付貸出はリスク・ウエイト10%となります。)

▶▶ 4. リスク管理債権残高の推移

(単位：百万円)

債権区分	令和2年1月末	令和3年1月末	増減
破綻先債権	-	-	-
延滞債権	77	58	△18
3カ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	-
合計	77	58	△18

リスク管理債権とは、元本、利息の返済が正常でない貸出金の総称であり、いわゆる不良債権のことです。

用語の説明

破綻先債権 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

延滞債権 未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3カ月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものをいいます。

貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものをいいます。

▶▶ 5. 金融再生法開示債権と保全の状況

厳格な自己査定を実施し、貸出金等資産の回収の危険性または価値の毀損の度合いの程度に応じて担保・保証等による保全のない債権に対しては、資産の償却・引当基準に基づき適正に引当処理を行っています。

(単位：百万円)

自己査定と保全の状況					金融再生法開示債権		リスク管理債権	
債務者区分	残高 A	担保等保全額 B	貸倒引当金 C	保全率 (B+C)÷A	区分	残高	区分	残高
破綻先	-	27	15	100.00%	破産更生等債権	42	破綻先債権	-
実質破綻先	42						延滞債権	58
破綻懸念先	16	15	0	100.00%	危険債権	16	3カ月以上延滞債権	-
要注意先	(うち要管理債権)	(-)	(-)		要管理債権	-	貸出条件緩和債権	-
	要管理先	-	-				小計	58
	その他要注意先	163						
正常先（地公体等を含む）	11,284				正常債権	10,097	信用事業債務に占める開示債権の割合 0.58%	
合計	11,506				合計	10,156		

用語の説明

破産更生等債権 金融再生法に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」のことで、破産・会社更生・再生手続等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権です。

危険債権 債務者が経営破綻の状況には至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収及び利息の受取ができな可能性の高い債権です。

要管理債権 「破産更生等債権」及び「危険債権」を除く3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権です。

正常債権 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして前段の「破産更生等債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権です。

▶▶ 6. 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

保有区分	令和2年1月末			令和3年1月末		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	-	-	-	-	-	-
満期保有目的	600	639	39	600	632	32
その他	5,912	6,110	198	4,909	5,046	136
合計	6,512	6,750	238	5,509	5,678	169

(注) 1 有価証券の時価は1月末日における市場価格等に基づく時価としています。

2 取得価額は償却原価法適用後、減損処理後の帳簿価額を記載しています。

越後さんとう農業協同組合
電話番号 0258-41-2880 (代表)
所在地 〒940-2305
新潟県長岡市大野249番地
URL https://ja-echigosantou.or.jp

